

瑞穂町協働のまちづくり推進委員会設置要綱

〔平成27年1月14日〕
〔告示第 3 号〕

（設置）

第1条 町民と行政が互いにまちづくりの主体として、役割を分担し、共に考え、一体となって実践する協働によるまちづくりを推進するため、瑞穂町協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）町における協働の在り方について協議すること。
- （2）協働に関する事業の実施内容及び進捗状況について評価すること。
- （3）協働を推進するための具体的かつ実践的な取組について検討すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、協働に関する事業の推進に関し、町長が必要と認める事項について協議すること。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- （1）公募による住民 2人以内
- （2）社会福祉協議会の職員 1人以内
- （3）地域活動団体の代表者 7人以内
- （4）前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 前項第1号に規定する公募による住民は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、応募の時点において年齢が18歳以上のものとする。

- （1）町の区域内に住所を有する者
- （2）町の区域内に在勤する者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(謝礼)

第8条 委員の謝礼金は、支払わない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、瑞穂町審議会等の設置及び運営に関する指針（平成20年訓令第26号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第1項の規定による委員の委嘱について必要な行為は、この告示の施行の前においても行うことができる。

(任期の特例)

- 3 この告示の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (平成29年3月23日告示第53号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に在任する瑞穂町協働のまちづくり推進委員会の委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。

附 則 (令和4年3月31日告示第78号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。